

令和8年3月13日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 屋良 朝俊  
(公印省略)

糸満市立学校家族休暇制度の試行導入について（お知らせ）

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高い状況にあります。糸満市も例外ではなく、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられます。

今回、この状況に鑑み、児童生徒の学校授業日における休暇の取得を推奨し、家族で過ごす時間の確保や、家族旅行等を通して子どもの心身の成長へつなげていただくため、令和8年度に糸満市立学校家族休暇制度を試行的に導入いたします。

詳細については、別紙要項をご参照いただき、取得の1週間前までに休暇届出書を学校長へ提出をお願いいたします。

なお、休暇届出書は、下記URLまたは二次元コード、糸満市教育委員会または各学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

また、本制度を利用した休暇については、地域家庭との教育活動の一環と捉え、欠席とはせず「出席停止・忌引等」と同じ扱いにいたします。

記

- 1 試行期間 令和8年4月～令和9年3月
- 2 糸満市立学校家族休暇制度に関する資料（糸満市教育委員会HP）

【URL】 <https://www.city.itoman.lg.jp/soshiki/32/35420.html>

【二次元コード】



※本制度の課題等を把握するため、令和8年12月頃を目途にアンケートを実施いたします。ご協力よろしくをお願いいたします。